

事 務 連 絡

令 和 3 年 4 月 5 日

市内 児童発達支援事業所 管理者 各位

市内 放課後等デイサービス事業所 管理者 各位

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う医療的ケア児に係る基本報酬区分の導入について(通知)

日頃より本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の件については、令和3年3月12日(金)に開催された障害福祉関係主管課長会議資料中の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、厚生労働省から「児童発達支援事業所(非重心)及び放課後等デイサービス事業所(非重心)において、看護職員を配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつ児童発達支援等を提供したときに、医療的ケア児の医療的ケアの新判定スコアの点数に応じて段階的な評価を行うこととした。」と通知されたところです。

令和3年4月1日以降の児童発達支援等の支給決定(更新を含む)については、支給決定を行う区役所、地区健康福祉ステーション(以下「区役所等」という。)において、国が新たに定めた新判定スコアにより決定しますが、新判定スコアは医師が判定する必要があることから、給付決定申請の際に、医療的ケア児の保護者が、医師に新判定スコアを判定してもらい、区役所等に別紙1「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)」を提出し、区役所等は、新判定スコアの点数を確認し、非該当から医療的ケア区分3のいずれかの分類を決定し、受給者証に印字することとなります。

ただし、上記取扱いは令和3年4月から施行されますが、4月の時点で保護者が新判定スコアを準備することは、困難であることが想定されるため、令和4年6月末まで、医療的ケア区分を決定する上で、新判定スコアに準ずる方法で確認することも可能とされていることを受けて、すでに児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している児童については、令和3年6月末までの間に限り、国の準ずる方法を用いて、本市においては以下のとおり判定するものとします。

1 本市における判定の取り扱いについて

- (1) すでに児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している児童で、医療的ケアを要すると判断される児童については、事業所において、別紙2「旧判定スコアから新判定スコアの置き換え方法」を用いて、旧判定スコアから新判定スコアの暫定判定を行い、区役所等に提出し、区役所等において非該当から医療的ケア区分3までのいずれに該当するかを決定を行います。医療的ケア区分に該当する場合は、印字した受給者証を新たに発行します。(ただし、重症心身障害児が主として重症心身障害児を通わせる事業所を利用する場合は改定後の医療的ケア児に係る基本報酬の適用はないことから除きます。)

(2) 令和3年6月末までの間に児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定（更新を含む）を受ける児童

上記（1）に準じます。

(3) 令和3年7月1日以降に児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定（更新を含む）を受ける児童

医師が判定した新判定スコアにより、医療的ケア区分の判定を行います。

2 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が行うこと

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、利用児童について、旧判定スコアによる判定を行った後、「旧判定スコアから新判定スコアの置き換え方法」により新判定スコアの暫定判定を行い、保護者を通じて区役所等に提出するようお願いいたします。

なお、暫定判定は令和3年6月末までの期間となるため、保護者に対して、それまでの間に医師に新判定スコアの判定を依頼し、区役所等に提出するようお願いください。

ただし、新判定スコアによって算定した点数は、旧判定スコアで算定した点数とは異なる場合がありますので、御承知おきください。

障害福祉課給付係
TEL 044-200-2675
FAX 044-200-3932